

第
40
回

記念講演

ホントに『憲法』かえちゃっていいの?
～「アベ・スガ」去っても変わらない
一人ひとりが尊重される
社会を求めて～

2022

4.23 / 土

【第1部】友の会総会

40周年 特別企画

午後1:00～2:20

(受付は午後0:30～)

【第2部】記念講演

午後2:30～4:30

(受付は午後2:00～)

ウインクあいち 5F小ホール1

参加無料

完全予約制

会場定員 / 先着 **100** 名

お申込みは
TEL又は
メールから▶

TEL 052-451-7746

tomonokai40@nagoyalaw.com

定員になり次第、締め切ります

記念講演のみ

オンラインでの視聴 / 先着 **100** 名

オンラインの
申込方法は
ウラ面

ZOOMウェビナー

申し込み締め切り4月10日(日)

定員になり次第、締め切ります

〈コロナウィルス感染予防に関して〉

開催に関しては、日弁連の「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を厳守しております。当日は必ずマスクを着用しておこしください。入場時の検温で体温が37.5℃以上の方は入場をお断りします。なお、感染状況によっては、中止となる場合もございますので、ご了承下さい。

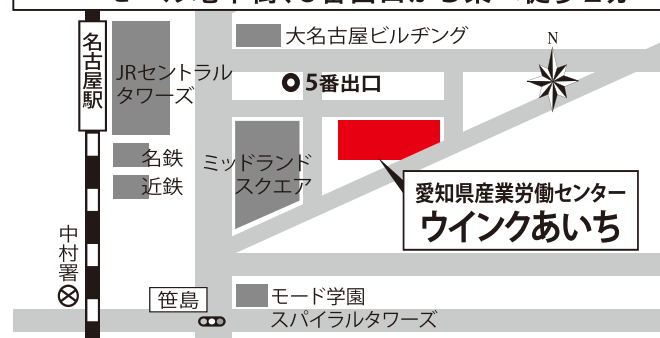


まえかわ きへい

講師 前川 喜平さん

元文部科学事務次官・現代教育行政研究会代表

ユニモール地下街、5番出口から東へ徒歩2分



記念講演

ホントに『憲法』かえちゃっていいの？

～「アベ・スガ」去っても変わらない

一人ひとりが尊重される社会を求めて～

あなたの「理想の社会」はどのような社会でしょうか。
昨秋の新内閣発足後も根強く残る「アベ・スガ政治」。人権規定や平和主義に逆行する明文改憲の動きは止まるところを知りません。

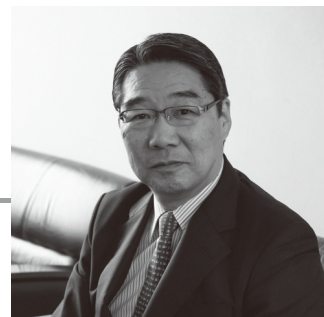
しかし、森友・加計学園、桜を見る会など国政私物化政権(アベ政治)や、日本学術会議の任命拒否問題やコロナ対応の無為無策とオリパラ強行など国民放置政権(スガ政治)をまるごと承継し、憲法敵視の蛮行を繰り返す政治は、もうこりごりではないでしょうか。

前川喜平さんは、文部科学事務次官であった当時、加計学園疑惑に関し、政府の圧力に屈することなく事実を堂々と証言するとともに、官僚のトップとして憲法の心を体現する姿勢を貫きました。

退官後も、一人ひとりの個人が尊重される社会の実現を求める発言を続けている前川さんに、アベ・スガ政治の内幕とコロナ禍で広がる格差と貧困の是正、誰もが希望を持てる未来の教育の在り方や、個人の尊厳を大切にする、憲法を生かす社会の展望について縦横に語っていただきます。

前川 喜平さん

まえかわ きへい



講師プロフィール

1955年、奈良県生まれ。東京大学法学部卒業後、79年、文部省(現・文部科学省)入省。文部大臣秘書官、初等中等教育局財務課長、官房長、初等中等教育局長、文部科学審議官を経て2016年文部科学事務次官。17年退官。

同年5月の記者会見で加計学園の獣医学部新設にかかわる疑惑について「行政が歪められた」と発言。当時の安倍内閣からの、行動監視の結果についてマスコミへのリークをほのめかすなどの抑圧に屈することなく正々堂々と証言する姿勢を貫く。

現在自主夜間中学のスタッフとして活動。現代教育行政研究会代表。主な著書に『面従腹背』(毎日新聞出版)、『前川喜平 教育の中のマイノリティを語る』(明石書店)、共著に『同調圧力』(角川新書)などがある。

第2部 記念講演 ZOOMウェビナー配信の申込について

ホームページもしくは右のQRコードからお申込ください。

HP:<https://www.nagoyalaw.com/>

名古屋法律事務所

検索



申込みフォームには以下の事項を記載してください

- ① 氏名(漢字・フルネーム) ▶ 原則1名ごとのお申込です。団体名義でのお申込はご遠慮ください。
- ② メールアドレス ▶ 頂いたメールアドレスに当会からZOOMの参加リンクを事前送信いたします。お間違いのないようにご注意ください。
- ③ お電話番号

お申し込み期限:4月10日(日) / 定員100名になり次第締切ります / 動画をアップロードする等の二次配信は固くお断り致します。

※ 上記の記載事項がない場合や申込期限後のお申込は無効とさせて頂く場合がございます。ご了承ください。

※ ご提供いただいた個人情報は、適切に管理し、本企画及び今後の行事のご案内以外には利用いたしません。



名古屋法律事務所友の会



弁護士法人名古屋法律事務所 本部事務所
みなと事務所



税理士法人 なごや経理

名古屋法律事務所となごや経理は業務提携をしていますので、法律・税金の両面から適切・迅速にサポートができます。また、友の会は事務所理念である「敷居の低い、市民のためのかかりつけの事務所」を実現するため、事務所と会を繋いでいます。だれでも入会することができ、会報誌「あらくさ」の発行や相談料の割引、バス旅行、学習会などを行っています。